



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立ての免許 ・公示送達 ・一般競争入札の参加者の資格等 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度長崎県調理師試験の実施 ・土地改良区の定款変更の認可 ・県営土地改良事業計画の決定 ・一般競争入札の実施 ・都市計画の図書の縦覧 <p>◎ 教育委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の登録 <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認 ・少年指導委員の委嘱 ・警備員等に対する検定の実施 	<p>所管課（室）名</p> <p>経 営 支 援 課</p> <p>漁 港 漁 場 課</p> <p>林 政 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>国保・健康増進課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>”</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>都 市 政 策 課</p> <p>学 芸 文 化 課</p> <p>交 通 企 画 課</p> <p>少 年 課</p> <p>生 活 環 境 課</p>
---	---

告 示

長崎県告示第305号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和2年4月3日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前								
別表（第3条関係） (1) 略 (2) 小規模企業者等対策貸付 ア 小規模企業者支援資金	別表（第3条関係） (1) 略 (2) 小規模企業者等対策貸付 ア 小規模企業者支援資金								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	項目	内容	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	項目	内容	略	
項目	内容								
略									
項目	内容								
略									

償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
担保・保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。
略	

イ 下請企業・協同組合振興資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、 <u>福江信用組合</u> 、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合

(3) 略

(4) 特別対策貸付

ア及びイ 略

ウ 地方創生推進資金

項目	内容
略	
融資対象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 食のながさき応援 次のいずれかに該当する者。ただし、<u>令和元年9月末</u>までに旧食のながさき応援資金の市町の長の推薦を受けた者は該当する者とみなす。 ①及び② 略</p> <p>(2) ものづくり企業育成応援 次のいずれかに該当する者。ただし、<u>令和元年9月末</u>までに旧ものづくり企業育成応援資金の県の認定を受けた者は該当する者とみなす。 ①及び② 略 ③ <u>長崎県航空機関連産業事業拡大計画の認定を受けた者</u> ④ 略</p> <p>(3) 健康・観光関連産業応援 ① ヘルスケア産業若しくは観光関連産業に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者。ただし、<u>令和元年9月末</u>までに旧光福の街長崎おもてなし資金の市町の長の推薦を受けた者は該当する者とみなす。 ② 宿泊業生産性向上支援 宿泊業を営む者又は宿泊施設</p>

償還方法	分割又は一括払
担保・保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。 ただし、融資対象(2)については、不要。
略	

イ 下請企業・協同組合振興資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、 <u>長崎三菱信用組合</u> 、近畿産業信用組合

(3) 略

(4) 特別対策貸付

ア及びイ 略

ウ 地方創生推進資金

項目	内容
略	
融資対象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 食のながさき応援 次のいずれかに該当する者。ただし、<u>平成31年9月末</u>までに旧食のながさき応援資金の市町の長の推薦を受けた者は該当する者とみなす。 ①及び② 略</p> <p>(2) ものづくり企業育成応援 次のいずれかに該当する者。ただし、<u>平成31年9月末</u>までに旧ものづくり企業育成応援資金の県の認定を受けた者は該当する者とみなす。 ①及び② 略</p> <p>③ 略</p> <p>(3) 健康・観光関連産業応援 ① ヘルスケア産業若しくは観光関連産業に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者。ただし、<u>平成31年9月末</u>までに旧光福の街長崎おもてなし資金の市町の長の推薦を受けた者は該当する者とみなす。 ② 宿泊業生産性向上支援 宿泊業を営む者又は宿泊施設</p>

を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与する者として、県の「宿泊業等生産性向上促進支援事業」の支援、「観光関連産業経営支援事業」の支援又は経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定したもの

略

申込方法 取扱金融機関又は保証協会の定める方法。
 ただし、融資対象(1)①、(2)①及び(3)①については、国の経営力向上計画に係る認定通知書の写し又は県の経営革新計画に係る承認通知書の写しを添付する。
 融資対象(1)②、(2)②、(2)③及び(2)④については、計画の認定を受けたことが分かる書類を添付する。
 融資対象(3)②については、「宿泊業等生産性向上促進支援事業」の支援、「観光関連産業経営支援事業」の支援又は経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書を添付する。
 旧食のながさき応援資金及び旧光福の街長崎おもてなし資金については、別に定める市町の長の推薦書を添付する。
 旧ものづくり企業育成応援資金については、別に定める県による認定書を添付する。

略

取扱期間 平成28年4月1日から令和8年3月31日の保証承諾分まで

エ 略
オ 事業承継資金

項目	内容
略	
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次の <u>いずれかに該当するもの</u> (1) 被承継者の親族、役員又は従業員による事業承継で、 <u>次のいずれかに該当する者</u>

を所有する者で、新たな需要を創造するための商品・サービス開発、業務の効率化、施設整備等、県内観光産業の活性化に寄与する者として、県の宿泊業等生産性向上促進支援事業の支援又は経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定したもの
 (4) 介護周辺・健康サービス応援
介護周辺・健康サービスの分野において、他分野からの参入又は同分野での事業拡大を図る者で、6箇月以内に常用雇用者の増加が見込まれるもの

略

申込方法 取扱金融機関又は保証協会の定める方法。
 ただし、融資対象(1)①、(2)①及び(3)①については、国の経営力向上計画に係る認定通知書の写し又は県の経営革新計画に係る承認通知書の写しを添付する。
 融資対象(1)②、(2)②及び(2)③については、計画の認定を受けたことが分かる書類を添付する。
 融資対象(3)②については、宿泊業等生産性向上促進支援事業の支援又は経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書を添付する。
 旧食のながさき応援資金及び旧光福の街長崎おもてなし資金については、別に定める市町の長の推薦書を添付する。
 旧ものづくり企業育成応援資金については、別に定める県による認定書を添付する。

略

取扱期間 平成28年4月1日から平成32年3月31日の保証承諾分まで

エ 略
オ 事業承継資金

項目	内容
略	
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次の各号の <u>いずれにも該当するもの</u> (1) 被承継者の親族、役員又は従業員による事業承継 <u>であること</u>

	① <u>個人事業主から事業を承継した個人又は会社</u> ② <u>代表者の交代による経営の承継を行う会社</u> ③ <u>事業承継のために設立された持株会社</u> (2) <u>被承継者の事業の承継を行う個人又は会社</u>		(2) 次のいずれかに該当する者 ① <u>個人事業主から事業を承継した個人</u> ② <u>代表者の交代による経営の承継を行う会社</u> ③ <u>事業承継のために設立された持株会社</u> ③ <u>事業承継計画について商工会議所又は商工会の推薦を受けた者</u>
略		略	
融資限度額	1億円	融資限度額	5,000万円
融資期間	運転資金10年以内（うち据置1年以内） 設備資金15年以内（うち据置2年以内）	融資期間	運転資金7年以内（うち据置1年以内） 設備資金10年以内（うち据置2年以内）
略		略	
申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法。	申込方法	別に定める商工会議所又は商工会の事業計画書兼推薦書を添付し、取扱金融機関に申し込む。
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずぎ信用組合	申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずぎ信用組合

長崎県告示第306号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和2年4月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日 令和2年3月26日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名

名 称	長崎県
所 在 地	長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者氏名	長崎県知事 中村 法道
代表者住所	長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立ての区域
 - (1) 位 置 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷字頭崎1007番2 から同町奈摩郷字椎木山1128番4 を経て同町奈摩郷字干鯛場1402番14に至る間の地先公有水面
 - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 5,303.23平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位 置 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷字頭崎1007番2 から同町奈摩郷字椎木山1128番4 を経て同町奈摩郷字干鯛場1402番14に至る間の各地内ならびに同地先公有水面

- (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 56,946.80平方メートル
- 5 埋立地の用途 水路敷、道路用地

長崎県告示第307号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（令和2年3月6日長崎県告示第153号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を佐世保市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

令和2年4月3日

長崎県知事 中村 法道

1 森林所有者

- (1) 住所 佐世保市小佐世保町22
氏名 木下 キクエ
- (2) 住所 佐世保市高砂町1-9
氏名 小林 佐平
- (3) 住所 佐世保市須佐町151
氏名 下尾 晴美
- (4) 住所 佐世保市折橋町15-9
氏名 七里 謙治
- (5) 住所 佐世保市白岳町464
氏名 迎 實
- (6) 住所 佐世保市名切町8
氏名 村田 春一
- (7) 住所 福岡市東区大字西戸崎248-61
氏名 中里 咲子
- (8) 住所 佐世保市花高2丁目1-6-202
氏名 水田 茂
- (9) 住所 大阪府高石市取石1丁目11-6
氏名 平山 裕崇
- (10) 住所 諫早市福田町37-20
氏名 平山 貴規

2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- (1) 佐世保市小佐世保町921
- (2) 佐世保市小佐世保町945
- (3) 佐世保市小佐世保町935、940
- (4) 佐世保市小佐世保町204、911、914、916
- (5) 佐世保市小佐世保町77
- (6) 佐世保市小佐世保町937
- (7) 佐世保市小佐世保町208
- (8) 佐世保市小佐世保町931、934
- (9) 佐世保市小佐世保町76
- (10) 佐世保市小佐世保町76

3 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

4 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び佐世保市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第308号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和2年4月3日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

道路賠償責任保険契約

2 競争入札に参加することができない者

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に業務の執行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 5の資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 競争入札参加資格申請書の提出期限の日から入札書受理期間までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(7) この告示の前日に長崎県内に本社又は支社（支店、営業所等含む）を有していない者

(8) この公告の日から入札の期日までの間において、長崎県が行なう各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及びその審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の時期

この告示の日から令和2年4月17日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に提出すること。郵送（書留郵便により令和2年4月17日必着とする。）も可

ア 法人にあつては登記簿謄本

イ 個人にあつては、次の(ウ)、(イ)及び(ウ)

(ウ) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 住所地の市町村長が発行する住民票

(ウ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第2号）

カ 口座振替申込書（様式第3号）

キ 指名停止に関する誓約書（様式第6号）

(3) 申請書の交付及び提出場所

長崎県土木部道路維持課管理班

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3142

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から、令和5年3月31日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地又は住所地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

9 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

10 指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

(様式第1号)

競争入札参加資格審査申請書

道路賠償責任保険契約に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本社 <input style="width: 30px; height: 30px; margin: 5px 0;" type="checkbox"/> <input style="width: 30px; height: 30px; margin: 5px 0;" type="checkbox"/>	郵便番号										
	所在地										
	フリガナ 商号又は名称										
	フリガナ 代表者職氏名	印									
	電話番号						F A X 番号				

支社 <input style="width: 30px; height: 30px; margin: 5px 0;" type="checkbox"/> <input style="width: 30px; height: 30px; margin: 5px 0;" type="checkbox"/>	郵便番号										
	所在地										
	フリガナ 商号又は名称										
	フリガナ 代表者職氏名	印									
	電話番号						F A X 番号				

(次のいずれかの番号を○で囲むこと)

消費税及び地方消費税	
1 課税	2 非課税

目 次

- 1 誓 約 書
- 2 財 務 関 係 明 細 書
- 3 営 業 概 要 書
- 4 委 任 状

添 付 書 類

- 1 法人にあつては、登記簿謄本
- 2 個人にあつては、次のア及びイ
 - ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - イ 住所地の市町村長が発行する住民票
 - ウ 成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- 3 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 4 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 5 印鑑届（様式第2号）
- 6 口座振替申込書（様式第3号）
- 7 資格審査結果通知書（様式第4号）
- 8 資格審査申請事項変更届（様式第5号）
- 9 指名停止の報告に係る誓約書（様式第6号）

1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうへは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

令和 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

2. 財務関係明細書

貸 借 対 照 表

年 月 日現在

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
有価証券		未払金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前払金		その他流動負債	
短期貸付金			
未収金		固定負債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産		負債の部合計	
土地			
建物・構築物		資 本 の 部	
機械・運搬具		資 本 金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法定準備金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰 余 金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		繰越利益剰余金	
繰延資産		そ の 他	
		純資産の部 合計	
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損 益 計 算 書 (

年 月 日から

年 月 日まで)

単位：千円

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア) 売上高	
(イ) 売上原価	
(ウ) 売上総利益 [(ア) - (イ)]	
(エ) 販売費及び一般管理費	
(オ) 営業利益 [(ウ) - (エ)]	
営業外損益の部	
(カ) 営業外収益	
(キ) 営業外費用	
(ク) 経常利益 [(オ) + (カ) - (キ)]	
特別損益の部	
(ケ) 特別利益	
(コ) 特別損失	
(カ) 税引前当期純利益 [(ク) + ((ケ) - (コ))]	
(シ) 法人税住民税等	
(ス) 当期純利益 [(カ) - (シ)]	
(セ) 前期繰越利益等	
(ソ) 繰越利益剰余金 [(ス) + (セ)]	

3. 営業概要書

(1) 前2カ年の損益状況

	売上高 (A)	売上総利益 (売上高－売上原価)	当期純利益	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直 前 事 業 年 度	千円	千円	千円	千円
基 準 年 度	千円	千円	千円	千円

- (注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。
2 基準年度欄は、基準年度の実績を記入すること。

(2) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己 資本 額	区 分	資 本 金	資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	任意・別途 積立金 及びその他	繰 越 利 益 剰 余 金	計
	直前の事業年度						
基 準 年 度							

(3) 財務比率

売 上 率 当 期 利 益 率	当期純利益	千円	×100=	%
	売上高	千円		
固 定 長 期 適 合 率	固定資産計	千円	×100=	%
	固定負債計＋自己資本計	千円		
流 動 比 率	流動資産計	千円	×100=	%
	流動負債計	千円		

- (注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(6) 従業員数（常勤の役員を含む。代表は除く。）

従 業 員 数		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合 計 人
	総 従 業 員 数				
	支社等の従業員数	()	()	()	()

技術関係職員の職種別内訳

職 種 別	人 数		資格等の内容
	総 数	支 社 等	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	

(注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

総括責任者等の設置可能数

職 種	総括責任者 (人)	副総括責任者 (人)	技術責任者 (人)

※該当する告示を参考に必要な項目のみ記載してください。

4 委 任 状

商号又は
名 称 _____

私は、 役 職 名 _____を代理人と定め下記権限を

氏 名 _____

委任します。

- 1 見積・入札・契約締結の件
- 2 物品納入・代金請求・領収の件

委 任 期 間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(注) 委任状は、権限を支社(店)長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第2号)

登録番号				
------	--	--	--	--

印 鑑 届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので
届け出ます。

令和 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式第3号)

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

口座振替申込書

長崎県知事 中村 法道 様

年 月 日

長崎県の委託業務に伴い支払われる代金は、すべて次の口座へ振込により受領したいので申し込めます。

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

[預金口座] 郵便局以外の金融機関を記入して下さい。

預金種別

- 1：普通
- 2：当座
- 3：別段

銀行 ()	支店 出張所	預金 種別																					
口座番号 (右詰で記入)	口 座 名 義 人 (漢字)																						
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																							

[付記] 該当口座がある金融機関が記入する欄

金融機関コード	口座名義人 (カタカナ)																					
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																						

上記のとおり証明いたします。

年 月 日

所 在 地

金融機関名

印

(様式第4号)

資格審査結果通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

長崎県知事 中村 法道



さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社（所、店）の参加

下記のとおり資格がある
資格を審査した結果、
資格がない
ものと決定しました。

記

1 登 録 番 号

2 登 録 年 月 日 令和 年 月 日

3 登 録 品 目 (業 種) 道路賠償責任保険契約

4 有 効 期 間 登録日から令和5年3月31日まで

(様式第5号)

登録番号

資格審査申請事項変更届

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所在地
TEL/FAX

商号又は名称

代表者氏名

印

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び変更年月日	変更前	変更後

(注) 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

(様式第6号)

指名停止の報告に係る誓約書

年 月 日

長崎県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

当社は、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に貴県に報告することを誓約いたします。

なお、この誓約に違反した場合において、指名停止を受けても異議はありません。

(注) 特殊法人等とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。

(様式第7号)

指名停止に関する報告書

年 月 日

長崎県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

当社は、下記のとおり指名停止を受けましたので報告します。
なお、指名停止の内容は別添のとおりです。

記

指名停止機関名

指名停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- (注) 1 この報告書は、指名停止機関（国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。)) から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。)) 以内に長崎県に提出すること。
- 2 指名停止機関から通知された指名停止文書の写しを添付すること。

公 告

令和2年度長崎県調理師試験の実施（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により調理師試験を次のとおり実施する。

令和2年4月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 試験期日 令和2年10月10日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験地 長崎市 佐世保市
- 3 試験科目 公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論
- 4 出題数及び出題形式 全60問、マークシートによる四肢択一方式
- 5 受験資格 次の二つの要件を具備すること。
 - (1) 学歴 次の各号の一に該当するものであること。
 - ア 中学校を卒業した者
 - イ 旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者
 - ウ 旧中学校令による中等学校の2年の課程を終った者
 - エ 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
 - オ 旧盲学校及び聾唖学校令によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
 - カ 旧高等学校令による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
 - キ 旧青年学校令による青年学校の普通科の課程を修了した者
 - ク 内地以外の地域における学校の修了者であってイ、ウ又はカと同等の取扱いを受ける者
 - ケ 旧国民学校令による国民学校の初等科を終了した者又は学校教育法による小学校若しくは聾学校若しくは養護学校の小学部を終了した者であって調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において5年以上調理の業務に従事したもの
 - コ その他学校教育法第57条又は調理師法附則第3項に該当する者
 - (2) 調理業務従事経験
調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において調理業務従事証明書の証明日までに2年以上調理の業務に従事した者（1のケに該当する者はあわせて7年以上の調理の業務の経験が必要となるので留意すること。）
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験申請書 1部
 - イ 受験票・写真台帳 1部
(上半身、無帽、正面向きで6ヶ月以内に撮影したもので、大きさ縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に氏名・生年月日を記入したものを所定の台紙に貼り付けること。)
 - ウ 受験手数料の領収証書 1部
(振込取扱票にて受験手数料を支払い、金融機関の領収印が押印された領収証書を受験票の裏面に添付する)
 - エ 受験票送付用封筒（84円分の切手を添付） 1部
 - オ 卒業証明書 1部（最終学歴でなくても可）
 - カ 調理業務従事証明書 1部
(調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものであることを証する書類（学歴ケに該当する者は別に5年間）の調理業務従事証明書を添付すること。)
 - キ 戸籍抄本等 1部
(卒業証明書・調理業務従事証明書・前年度調理師試験の受験票（原本）の氏名と現氏名が異なる場合のみ必要で、受験願書の提出日前6ヶ月以内に交付されたもの)
 - * なお、長崎県が実施した令和元年度調理師試験の受験票（原本）を提出する場合に限りオ、カの書類を省略することができる。
- (2) 受験手数料 6,400円（所定の払込取扱票を使用して、受験申請受付期間内に金融機関で支払うこと。）

(3) 受験願書の提出期間及び提出先

令和2年5月11日（月）から同年6月5日（金）までの間に、公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（郵便番号103-0012東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号JACCビル5階 電話番号03-3667-1815、ファックス番号03-3667-1868）に「簡易書留」で郵送提出すること。

(4) 受験票の交付 受験票は公益社団法人調理技術技能センターから受験者へ直接送付する。

7 合格者の発表

(1) 合格者は令和2年11月30日（月）午前10時に公益社団法人調理技術技能センターホームページに掲載するほか、県ホームページに掲載する。また、長崎県庁玄関ならびに各保健所に掲示する。

(2) 合格者に対しては、公益社団法人調理技術技能センターから、合格通知書により通知を行う。

8 その他

(1) 試験について不明の点があるときは、公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当に問い合わせること。

(2) 受験申請書は、最寄りの保健所、長崎県福祉保健部国保・健康増進課（以下「国保・健康増進課」という。）又は、公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当で配布する。

郵便で受験申請書を請求する場合は、封筒（大きさは問わない）の表に「長崎県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を記入し140円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。

郵便による受験申請書の請求は、令和2年5月11日（月）から同年5月29日（金）までの期間に到着したものに限り受け付ける。

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和2年4月3日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 中央土地改良区
認可年月日 令和2年3月24日

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営平戸2期地区土地改良事業（ため池整備事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年4月3日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

農村地域防災減災事業（ため池整備事業）土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和2年4月3日から令和2年4月23日まで

3 縦覧場所

平日：平戸市役所農林水産部農林課

土日祝日：平戸市役所警備員室

一般競争入札の実施（公告）

道路賠償責任保険契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年4月3日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

道路賠償責任保険契約

(2) 契約期間

令和2年6月1日（午後4時）から令和3年6月1日（午後4時）まで

(3) 業務内容

長崎県が管理する一般国道及び県道の道路の設置・管理瑕疵による損害賠償責任保険

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

(2) 競争入札の参加者の資格等（平成30年長崎県告示第285号、平成31年長崎県告示第163号、及び令和2年長崎県告示第308号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(3) 3の競争入札参加資格申請書の提出期限の日から入札書受理期間までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、競争入札の参加者の資格等（令和2年長崎県告示第308号）に定める審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の交付先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

長崎県土木部道路維持課管理班

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3142

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

契約希望金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、3回を限度とする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(4) 電送及び郵送による入札は認めない。

(5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

5 最低制限価格

本入札には、最低制限価格は設定されていない。

6 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

長崎県土木部道路維持課管理班

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3142

7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 日時 令和2年5月8日（金）午前10時開始

(2) 場所 長崎県庁6階601会議室

8 入札及び開札当日が悪天候（暴風雨等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に6の部局に確認すること。

9 入札仕様書及び入札説明書を配布する期間及び場所

（期間）この公告の日から令和2年5月7日（木）午後5時まで（県の休日を除く。）

（場所）次に掲げる場所において随時交付する。

長崎県土木部道路維持課管理班

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3142

10 入札説明会の開催

入札説明会は行わない。

- 11 契約条項を示す場所
6の部局とする。
- 12 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社・公団を含む。）との間に締結した同種、同規模の契約を2件以上締結し、それを証明するもの（契約書の写し等）を提出したとき。
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社・公団を含む。）との間に締結した同種、同規模の契約の履行完了実績が2件以上あり、それを証明するもの（履行証明書）を提出したとき。
- 14 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(5)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札したとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
 - (7) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (8) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (9) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (11) その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 15 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 16 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行なう各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。
- 17 その他
 - (1) 特約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達契約に関する協定」の適用を受けるものではない。
 - (3) その他、詳細は入札説明書による。

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年4月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）土地区画整理事業の変更
東長崎地区土地区画整理事業（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

教育委員会告示**長崎県教育委員会告示第2号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、令和2年3月23日付をもって次のとおり登録した。

令和2年4月3日

長崎県教育委員会委員長 池松 誠二

施設名	所在地	設置者
大村市歴史資料館	大村市東本町481	大村市

公安委員会告示**長崎県公安委員会告示第7号**

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定により、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので公示する。

令和2年4月3日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
大串 勝海	早岐警察署の管轄区域	令和2年4月1日

長崎県公安委員会告示第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項及び長崎県少年指導委員運営規則（平成18年長崎県公安委員会規則第20号）第2条第2項の規定により公示する。

令和2年4月3日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

活動区域	氏 名	連 絡 先	活動区域	氏 名	連 絡 先	
長崎地区	新ヶ江 憲和	長崎警察署 095-822-0110	大村地区	嘉村 俊明	大村警察署 0957-54-0110	
	吉田 朋司			田澤 眞三夫		
	増田 正直			藤谷 嘉弘		
	大川 好昭			平野 旅人		
	伊達 木仁司		早岐地区	大木 亮諄	早岐警察署 0956-39-0110	
	中原 寛喜			本田 実		
	出口 津與志			佐世保地区	渡辺 幸子	佐世保警察署 0956-23-0110
	山口 広助				芥川 圭一郎	
	北村 直樹				重信 哲	
	伊木 貞男				加藤 弘一郎	
大浦地区	峰 修	大浦警察署 095-829-0110	徳永 良子		江迎地区 0956-66-3110	
	山中 信生		鶴田 修			
浦上地区	戸崎 勇人	浦上警察署 095-842-0110	天野 浩州	松浦地区 0956-72-5110		
	柴田 友弘		指山 立			
	白濱 典子		西牟田 良彦	平戸地区 0950-22-3110		
	田中 裕子		北村 隆博			
	西村 勇二		江迎地区	北 正勝	江迎警察署 0956-66-3110	
	宮瀬 美砂子			瀨野 互		
	宮崎 美加		松浦地区	福田 満	松浦警察署 0956-72-5110	
鍵原 行雄	平戸地区	中村 幸一	平戸警察署 0950-22-3110			
時津地区	児玉 隆一郎	時津警察署 095-881-0110	五島地区	平田 文晴	五島警察署 0959-72-8110	
諫早地区	田口 幸予子	諫早警察署 0957-22-0110		橋本 権生		
	藤原 貞明			松本 和哉		
	金城 邦彦		古川 八寿男			
	大石 和俊		対馬南地区	佐伯 義昭	対馬南警察署 0920-52-0110	
島原地区	井手 淳一	住田 要範				
	坂木 武史	島原警察署 0957-64-0110				
	森木 隆成					
	吉田 清隆					

長崎県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年4月3日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場 所
核燃料物質等危険物運搬 警備業務 1級	令和2年7月1日（水）午前9 時から午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9 番1号 福岡県警察警備員教育センター
核燃料物質等危険物運搬 警備業務 2級	令和2年7月2日（木）午前9 時から午後6時までの間	

2 検定予定人員

各区分とも10人

3 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 核燃料物質等危険物に関すること。

㊩ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊪ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

㊫ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊧ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

㊨ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 核燃料物質等危険物に関すること。

㊩ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊪ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊧ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申請時間	申 請 先
令和2年4月13日(月)から同月22日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

㊦ 検定申請書 1通

㊧ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

- a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
- b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- (エ) 次に掲げるいずれかの書面 1通
 - a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）
 - b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面
- (オ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
 - (ア) 検定申請書 1通
 - (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
 - (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - (エ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一
一一
四一

印刷所
印刷所

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺ク
イッ
田ク
ブ
宏
リン
ン
弥ト

7 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料
核燃料物質等危険物運搬警備業務1級、2級とも16,000円
- (2) 納付方法
検定手数料は、検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。
なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

8 合格発表

各検定の合格発表は、検定当日、本人に対して行う。

9 その他

- (1) 検定の共同実施
この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 持参する物
検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。
- (3) 問合せ先
 - ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）